

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	生活保護に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

評価実施機関名

札幌市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年2月8日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の内容 ※	<p>札幌市では、生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮するすべての市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として生活保護に関する事務を行っている。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の15の項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。</p> <p>については、特定個人情報を以下の事務で取り扱うこととする。</p> <p>①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ③職権による生活保護の開始若しくは変更 ④生活保護の停止若しくは廃止 ⑤保護に要する費用の返還及び徴収の決定 ⑥就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑦進学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑧資料の提供等の求め</p> <p>また、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)」による生活保護法の改正に伴い、医療扶助におけるオンライン資格確認の仕組みが導入されることから、以下の事務を実施し、特定個人情報を取り扱うこととする。</p> <p>①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ④医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認</p> <p>なお、②から④の事務に関しては、社会保険診療報酬支払基金が実施し、札幌市が委託元となる。</p> <p>《左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)》 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	生活保護電算事務システム
②システムの機能	<p>1 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金(以下「債権」という。)の徴収に関する事務を行うシステム。 2 要保護者、被保護者であった者の宛名情報・個人番号を管理する機能 3 宛名システムから送付先情報を連携</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (システム基盤(団体内統合宛名、市中間サーバ、個人基本)、庁内各業務システム、医療保険者等向け中間サーバー等)</p>

システム2	
①システムの名称	システム基盤(団体内統合宛名)
②システムの機能	<p>団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理の機能を有する。</p> <p>1 団体内統合宛名番号の登録・管理 個人番号を把握したことを契機として、団体内統合宛名番号の付番と、個人番号や各業務で管理している番号の関連づけを行う。</p> <p>2 符号取得状況の管理 中間サーバー・プラットフォームとの間で、符号取得が完了しているかの状況管理を行う。</p> <p>3 団体内統合宛名番号の検索 個人番号・各業務で管理している番号等を検索条件とした団体内統合宛名番号検索を行う。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 システム基盤(団体内統合宛名)を利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p> <p>6 セキュリティの管理 庁内各業務システム専用エリア利用のためのID・パスワードの管理及びユーザの認証を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (システム基盤(団体内統合宛名、市中間サーバ、個人基本)、庁内各業務システム)</p>
システム3	
①システムの名称	システム基盤(市中間サーバ)
②システムの機能	<p>中間サーバー・プラットフォームと庁内各業務システムの間立ち、セキュリティの境界としての役割を果たすとともに、中間サーバー・プラットフォームの稼働時間などの要件が、庁内の各業務システムに与える影響を吸収する。また、フォーマット変換やコード変換など、各システムでそれぞれに開発すると非効率になってしまう機能を集約する。</p> <p>1 サーバ・プラットフォームとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームに対して、符号取得、情報転送、情報照会に関する連携を行う。</p> <p>2 フォーマット・コード変換 中間サーバー・プラットフォームへの連携を行う場合及び庁内各業務システムへの連携を行う場合に、それぞれが受け取れるデータのフォーマットや、コードへ変換を行う。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)との情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際は、団体内統合宛名番号が必要となるため、団体内統合宛名番号をシステム基盤(団体内統合宛名)から取得する。 また、庁内各業務システムへ情報照会結果を返却する際は、庁内各業務システムで管理している番号へ変換するために、システム基盤(団体内統合宛名)から庁内各業務システムで管理している番号を取得する。</p> <p>4 各業務システムとの情報連携 中間サーバー・プラットフォームとの間で、情報転送・情報照会を行う際の要求や、その結果を庁内各業務システムとの間で連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (中間サーバー・プラットフォーム、システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)</p>

システム4	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	<p>中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムやシステム基盤(市中間サーバ及び団体内統合宛名)とデータの受け渡しをすることで、符号の取得や他情報保有機関間の特定個人情報照会・提供の機能を有する。</p> <p>1 符号管理 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報の保管・管理を行う。</p> <p>2 情報照会 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>3 情報提供 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>4 既存システムとの接続 システム基盤(市中間サーバ)と情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>5 情報提供等記録の管理 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>6 情報提供データベース管理 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理を行う。</p> <p>7 データの送受信 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)と情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携を行う。</p> <p>8 セキュリティ管理 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供ネットワークシステム配信マスター情報の管理を行う。</p> <p>9 職員認証・権限管理 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>10 システム管理 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (システム基盤(市中間サーバ))</p>
システム5	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>既存住基システムより住民基本台帳の情報を受領し、情報を再編成のうえ、庁内の住民基本台帳の情報を必要とするシステムへ、情報移転するためのシステム機能を有する。住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムにのみ住民基本台帳の情報を連携する。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムで発生した異動データを受領し、情報連携が認められた情報移転先のシステムに、必要と認められた項目について送信する。</p> <p>2 住記異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信された異動データについて、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で連携する。</p> <p>3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送 番号法別表第二に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （システム基盤(市中間サーバ、団体内統合宛名)、庁内各業務システム)
-------------	---

システム6

①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムであり、次の機能を有する。</p> <p>1 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>2 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>3 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 （なし)

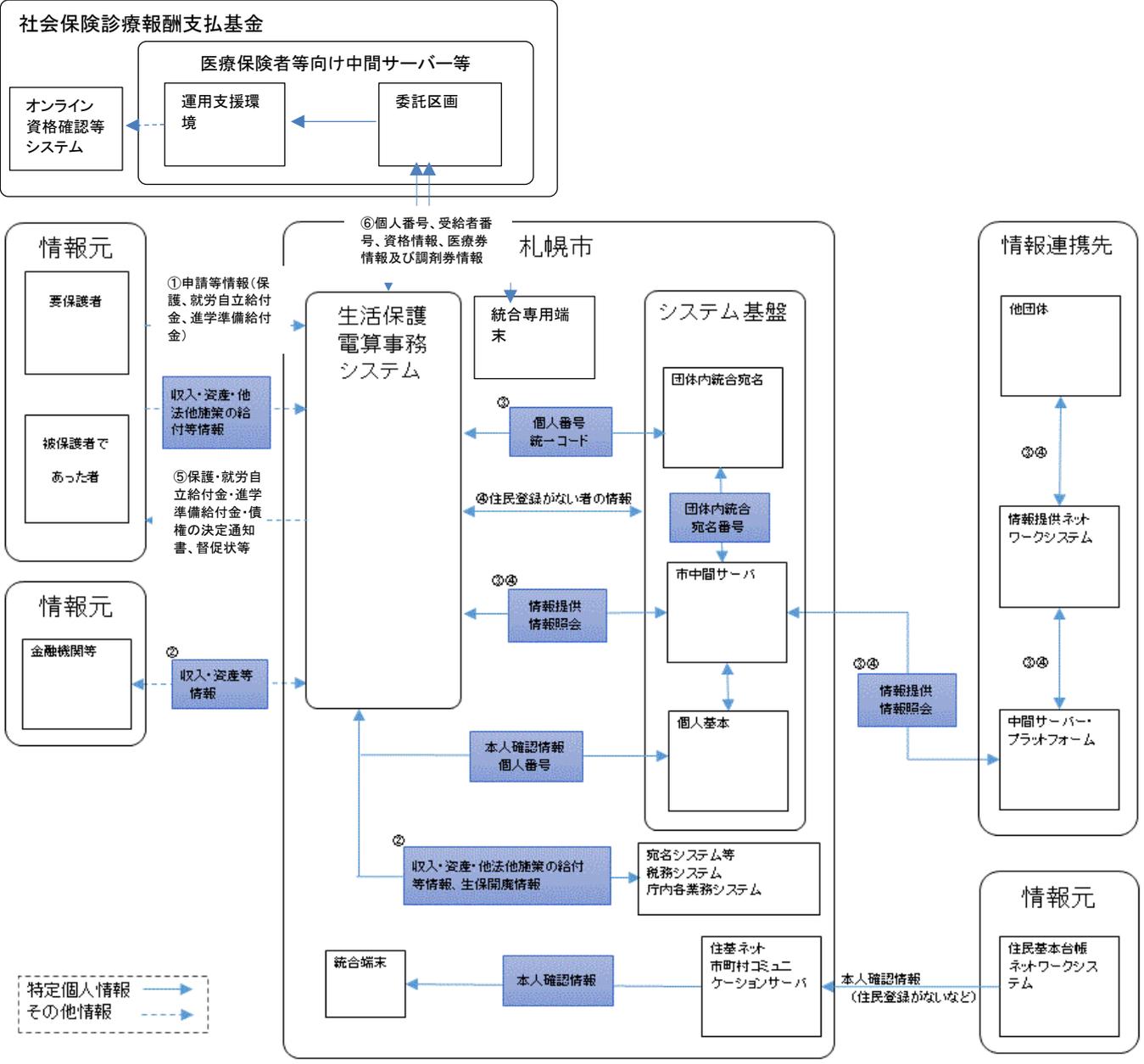
システム7

①システムの名称	医療保険者等向け中間サーバー等
②システムの機能	<p>医療扶助のオンライン資格確認を行う際に必要となるシステムであり、以下の機能を有する。 なお、本システムは社会保険診療報酬支払基金が運営している。</p> <p>1 資格履歴の管理 自治体・福祉事務所から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。</p> <p>2 機関別符号の取得等 オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。</p> <p>3 本人確認 オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(基本5情報等)を取得する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 （生活保護電算事務システム、統合専用端末)

システム8	
①システムの名称	統合専用端末
②システムの機能	<p>医療保険者等および福祉事務所(以下、医療保険者等)は、医療保険者等向け中間サーバー等(以下、中間サーバー)の業務運用・管理の実施にあたり、当該業務運用・管理のみで利用する統合専用端末を設置する必要がある。</p> <p>①情報照会・情報提供業務 他の情報保有機関、医療保険者等が保有する個人情報を照会・提供する。</p> <p>②情報提供等記録管理業務 他の情報保有機関あるいは医療保険者との間で行った、特定個人情報に関する情報照会・情報提供に係る記録の管理を行う。 加入者及び個人情報保護委員会からの請求に基づき情報照会・情報提供に係る記録の開示を行う。 情報照会・情報提供に係る記録に対し、不開示の設定および過誤情報の登録を行う。</p> <p>③副本登録管理 情報照会データベースへ特定個人情報を副本として登録する。 情報照会データベースに蓄積された副本の検索及び削除を行う。 特定個人情報名コード単位又は加入者単位で自動応答不可フラグを設定及び解除する。 過去に誤って情報提供を行った提供先機関を検索する。 情報照会要求に対して開示/不開示の制御を行う不開示フラグを、特定個人情報名コード単位又は加入者単位で参照及び設定する。</p> <p>④セキュリティ管理 情報照会ネットワークシステムから配信される情報提供NWS配信マスター情報を中間サーバーから取得する。</p> <p>⑤職員認証・権限管理業務 中間サーバーにあるユーザ情報及び部署情報を取得する。</p> <p>⑥システム管理業務 他機能で実行されたバッチ処理の実行状況や実行結果の確認を行う。</p> <p>⑦加入者情報管理業務 登録されている加入者の情報、変更、検索を行う。</p> <p>⑧本人確認業務 中間サーバー等に対し、本人確認情報提供要求依頼を行う。</p> <p>⑨自己情報提供業務 情報提供等記録開示システムへ提供した自己情報に関して国民等の利用者から問い合わせを受けたとき、当該自己情報の提供状況や提供内容を確認する。 統合専用端末は、情報授受のみで利用する外部記録媒体を用意する。なお統合専用端末では、認められた外部記録媒体のみを利用する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (医療保険者等向け中間サーバー等)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者等情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、個人の特定、個人の宛名の突合の正確性が向上し、公平かつ迅速な生活保護の実施に資することとなるとともに、社会保障に関する情報及び地方税関係情報を入手することで、生活保護の開始、変更、廃止などの決定事務の効率化が図れる。
②実現が期待されるメリット	特定個人情報ファイルを利用することで、これまで要保護者の申請、届出等において提出が求められていた挙証書類(年金通知書の写し等)の省略が図られ、もって住民の負担軽減につながるが見込まれる。 加えて、保護の実施機関においても、情報連携等により他法他施策における給付状況を速やかに把握し、保護の各種決定及び実施を公平かつ迅速に行うことが可能となることが期待される。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の15の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例第4条第2項・第3項(平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。)
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	[別表第二における情報提供の根拠] ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項) [別表第二における情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局総務部保護課
②所属長の役職名	保護課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 要保護者からの申請や届出を受け付け、確認を行う。
- ② 申請等内容を審査するため、本人確認・収入・資産・他法他施策における給付等情報の確認を行う。
- ③ 番号法第19条(別表第二)に基づき、本人確認・収入・資産・他法他施策における給付情報等を情報提供ネットワーク経由で入手し、確認を行う。
- ④ 住民登録がない(以下「住登外」という。)者等から提出された申請書の個人番号について、情報提供ネットワーク経由で本人確認情報の照会を行う。
- ⑤ ①～④の情報により保護、就労自立給付金、進学準備給付金、費用返還及び費用徴収を決定し、要保護者等へ決定等通知を行う。
- ⑥ 医療保険者等向け中間サーバー等の委託区画へ、被保護者の個人番号、受給者番号、資格情報、医療券情報及び調剤券情報を登録する。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者等情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	札幌市が生活保護法第19条の規定に基づき実施責任を負う、現に生活保護を受けている者(以下「被保護者」という。)、現に生活保護を受けていないにもかかわらず、生活保護を必要とする状態にある者(以下「要保護者」という。)及び被保護者であった者
その必要性	住民に対する保護の決定及び実施並びに関係機関への情報提供を迅速かつ適正に行うにあたり、対象となる被保護者等の特定等に必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (中国残留邦人等支援給付の支給に関する情報、公営住宅関係情報、改良住宅関係情報、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号)による生活に困窮する外国人の保護(以下「外国人保護」という。)の支給に関する情報)

	その妥当性	<p>1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地、世帯情報等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:還付等の情報を確認し、適正な保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還及び徴収(以下この欄において当該事務を「保護の決定等」という。)を行うために保有する必要があるほか、要保護者からの税の減免申請等に係る相談に対する助言を行うために保有 ② 健康・医療関係情報:通院先・傷病等を確認し、保護の決定等を行うために保有 ③ 医療保険関係情報:医療関係の手当等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ④ 児童福祉・子育て関係情報:手当・サービス等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ⑤ 障害者福祉関係情報:手当・サービス等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ⑥ 生活保護・社会福祉関係情報:保護の決定等を行うために生活保護及び社会福祉に関する情報を確認するほか、就労自立給付金の申請に対する審査を行うために保有 ⑦ 介護・高齢者福祉関係情報:手当・サービス等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ⑧ 雇用・労働関係情報:保護の決定等を行うために手当等の給付状況を確認するほか、就労自立給付金の申請に対する審査を行うために保有 ⑨ 年金関係情報:年金の給付状況、保険料の納付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ⑩ 学校・教育関係情報:保護の決定等を行うために手当等の給付状況を確認するほか、進学準備給付金の申請に対する審査を行うために保有 ⑪ 災害関係情報:手当等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有 ⑫ 中国残留法人等支援給付の支給に関する情報:保護の申請に対する審査を行うために保有 ⑬ 公営住宅関係情報:家賃を確認し、保護の決定等を行うために保有 ⑭ 改良住宅関係情報:家賃を確認し、保護の決定等を行うために保有 ⑮ 外国人保護の支給に関する情報:外国人保護の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有</p>
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日	
⑥事務担当部署	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護課	
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (各区の戸籍住民課、保健福祉課、保険年金課及び健康・子ども課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (各市税務所の市民税課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (日本年金機構その他公的給付等の支払者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各市町村、都道府県) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 (社会保険診療報酬支払基金)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	

③入手の時期・頻度	1 識別情報: 随時(申請書受理時等) 2 連絡先等情報: 随時(申請書受理時等) 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報: 随時(保護の決定時等) ② 健康・医療関係情報: 随時(申請書受理時等) ③ 医療保険関係情報: 随時(保護の決定時等) ④ 児童福祉・子育て関係情報: 随時(保護の決定時等) ⑤ 障害者福祉関係情報: 随時(保護の決定時等) ⑥ 生活保護・社会福祉関係情報: 随時(保護の決定時、申請書受理時等) ⑦ 介護・高齢者福祉関係情報: 随時(保護の決定時等) ⑧ 雇用・労働関係情報: 随時(保護の決定時、申請書受理時等) ⑨ 年金関係情報: 随時(保護の決定時等) ⑩ 学校・教育関係情報: 随時(保護の決定時等) ⑪ 災害関係情報: 随時(保護の決定時等) ⑫ 中国残留法人等支援給付の支給に関する情報: 随時(申請書受理時等) ⑬ 公営住宅関係情報: 随時(保護の決定時等) ⑭ 改良住宅関係情報: 随時(保護の決定時等) ⑮ 外国人保護の支給に関する情報: 随時(申請書受理時等)							
④入手に係る妥当性	・生活保護関係事務を適正に行うため、法令等の範囲内で適宜、申請等の情報及び生活保護法第29条の規定による調査により情報の収集を行う必要がある。							
⑤本人への明示	生活保護法第29条並びに番号法別表第二の26項の規定による。 庁内連携による入手は、利用条例において明示されている。							
⑥使用目的 ※	行政運営の効率化と公平・公正な生活保護に関する事務を行うため。							
変更の妥当性	—							
⑦使用の主体	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="328 969 466 1037">使用部署 ※</td> <td data-bbox="466 969 1524 1037">各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 1037 466 1133">使用者数</td> <td data-bbox="466 1037 1524 1133"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="466 1037 890 1133">[500人以上1,000人未満]</td> <td data-bbox="890 1037 1203 1133"><選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</td> <td data-bbox="1203 1037 1524 1133">2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	使用部署 ※	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護課	使用者数	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="466 1037 890 1133">[500人以上1,000人未満]</td> <td data-bbox="890 1037 1203 1133"><選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</td> <td data-bbox="1203 1037 1524 1133">2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[500人以上1,000人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上
使用部署 ※	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護課							
使用者数	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="466 1037 890 1133">[500人以上1,000人未満]</td> <td data-bbox="890 1037 1203 1133"><選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満</td> <td data-bbox="1203 1037 1524 1133">2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[500人以上1,000人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上				
[500人以上1,000人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満	2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上						
⑧使用方法 ※	1 生活保護の決定及び実施 各種手当・年金等の給付情報等について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、生活保護の決定及び実施を行う。 2 生活保護の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 生活保護の申請の受理及びその申請に係る事実について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、申請に対する審査等を行う。 3 職権による生活保護の開始若しくは変更 各種手当・年金等の給付情報等について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、職権による生活保護の開始若しくは変更を行う。 4 生活保護の停止若しくは廃止 各種手当・年金等の給付情報等について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、生活保護の停止若しくは廃止を行う。 5 保護に要する費用の返還及び徴収の決定 各種手当・年金等の給付情報等について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、保護に要する費用の返還及び徴収金の徴収を行う。 6 就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 就労自立給付金の申請の受理及びその申請に係る事実について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、申請に対する審査等を行う。 7 進学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 進学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、申請に対する審査等を行う。 8 資料の提供等の求め 照会文等に個人番号を付記し、関係機関に対し、保護の決定及び実施等に必要な資料の提供等の求めを行う。 9 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 医療扶助のオンライン資格確認実施のため、被保護者の個人番号、受給者番号、資格情報、医療券情報及び調剤券情報について、医療保険者等向け中間サーバー等と連携する。							

委託事項2		住基ネットのコミュニケーションサーバの運用保守委託	
①委託内容		住基ネットのコミュニケーションサーバの運用・保守作業の実施	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	住基ネットのコミュニケーションサーバの安定した稼働のため、システム運用・保守の技術を保有する民間事業者に委託する。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (サーバ室内にてシステムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		札幌市ホームページ「入札等契約結果一覧」にて公表する。	
⑥委託先名		日本ユニシス株式会社北海道支店	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項3		医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理	
①委託内容		札幌市から委託区画に連携された個人番号を含む被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用するために、被保護者の資格履歴情報の管理を行う。	
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	

⑤委託先名の確認方法		業務担当課への問い合わせ
⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務
委託事項4		医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
①委託内容		オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。
	その妥当性	オンライン資格確認等システムで管理している被保護者の資格情報と紐づけるために、機関別符号を取得する。
③委託先における取扱者数		[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		業務担当課への問い合わせ
⑥委託先名		社会保険診療報酬支払基金
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する
	⑨再委託事項	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (31) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (44) 件 [] 行っていない
提供先1	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第10項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児通所給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第14項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第16項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第24項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第27項)	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先8	都道府県知事	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第28項)	
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先9	社会福祉協議会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第30項)
②提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11	厚生労働大臣	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第50項)	
②提供先における用途	国民年金法による保険料の免除又は保険料の納付に関する処分に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先12	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第54項)	
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第61項)
②提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)
②提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第64項)
②提供先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第70項)
②提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先17	都道府県知事等	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第87項)	
②提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先18	都道府県知事又は広島市長若しくは長崎市長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第90項)	
②提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先19	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第94項)	
②提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先20	独立行政法人日本スポーツ振興センター	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第104項)	
②提供先における用途	独立行政法人日本スポーツ振興センター法による災害共済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先21	独立行政法人日本学生支援機構	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第106項)	
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先22	都道府県知事又は市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第108項)	
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	
提供先23	市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第116項)	
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度	

提供先24	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第120項)
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先25	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第18項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第20項)
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先27	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第37項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先28	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第38項)
②提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先29	市町村長又は国民健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二(第42項)
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先30	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二（第53項）
②提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先31	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二（第113項）
②提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（)
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先4	子ども未来局児童相談所相談判定一課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先5	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先6	財政局税政部(税制課、市民税課、固定資産税課、納税指導課) 各市税事務所(納税課、市民税課、諸税課、固定資産税課)	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基く条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	

④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先7	都市局市街地整備部住宅課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先8	都市局市街地整備部住宅課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先9	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課	

①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (システム基盤)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先10	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (システム基盤)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先11	子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	生活保護関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ

⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先12	保健福祉局保健所健康企画課 各区保健福祉部健康・子ども課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	母子健康法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先13	保健福祉局総務部総務課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の目立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (システム基盤)	[] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先14	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、高齢福祉課 各区保健福祉部保健福祉課・保険年金課 北区市民部篠路出張所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	

③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先15	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 保健福祉局保健所健康企画課 各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先16	子ども未来局子育て支援部施設運営課 各区保健福祉部健康・子ども課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙

⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先17	保健福祉局保健所健康企画課 各区保健福祉部健康・子ども課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先18	財政局税政部(市民税課、納税指導課) 各市税事務所(市民税課、納税課)	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基く条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥移転方法	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先19	財政局税制部固定資産税課 各市税事務所固定資産税課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第1項)	
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基く条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③移転する情報	外国人生活保護関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

移転先21	保健福祉局総務部保護課 各区保健福祉部保護課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第3項)	
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先22	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第5項)	
②提供先における用途	札幌市高齢者生活支援型ホームヘルプサービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	

移転先23	保健福祉局高齢保健福祉部高齢福祉課 各区保健福祉部保健福祉課 北区市民部篠路出張所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第7項)	
②提供先における用途	札幌市高齢者理美容サービス事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先24	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第9項)	
②提供先における用途	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律による相談、指導及び助言、通報を受けた場合の措置又は立入調査に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	

移転先25	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課 北区市民部篠路出張所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第10項)	
②提供先における用途	札幌市高齢者生活支援型ショートステイ事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先26	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課、高齢福祉課 各区保健福祉部保健福祉課、保険年金課 北区市民部篠路出張所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第11項)	
②提供先における用途	介護保険法による地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	

移転先27	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第13項)	
②提供先における用途	札幌市社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減額措置事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先28	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第14項)	
②提供先における用途	札幌市訪問指導事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	

移転先29	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第19項)
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (システム基盤)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先30	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課 各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第21項)
②提供先における用途	札幌市子どもの補聴器購入費等助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [○] その他 (システム基盤)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度

移転先31	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第25項)	
②提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先32	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第26項)	
②提供先における用途	札幌市国民健康保険条例による保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	

移転先33	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第27項)	
②提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先34	保健福祉局保険医療部保険企画課 各区保健福祉部保険年金課 北区市民部篠路出張所	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第28項)	
②提供先における用途	札幌市後期高齢者医療に関する条例による申請書の提出の受付に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	

移転先35	子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第29項)	
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先36	子ども未来局子育て支援部子育て支援課 各区保健福祉部保健福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第30項)	
②提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	

移転先37	子ども未来局子育て支援部施設運営課 各区保健福祉部健康・子ども課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第31項)	
②提供先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先38	子ども未来局子育て支援部施設運営課 子ども未来局児童相談所地域連携課 各区保健福祉部健康・子ども課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第32項)	
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給、地域子ども・子育て支援事業の実施又は保育料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	

移転先39	子ども未来局児童相談所相談判定一課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第33項)
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、障害児入所給付費若しくは障害児入所医療費の支給、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム基盤)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先40	都市局市街地整備部住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第34項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システム基盤)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度

移転先41	都市局市街地整備部住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第35項)
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (システム基盤)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度
移転先42	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第11の2項)
②提供先における用途	介護保険法による保健福祉事業としての在宅の高齢者等に対して紙おむつを支給する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [O] 紙 [O] その他 (システム基盤)
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度

移転先43	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第24の2項)	
②提供先における用途	札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	
移転先44	札幌市保健福祉局保健所健康企画課	
①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第28の4項)	
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	
③提供する情報	外国人生活保護関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 (システム基盤)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><札幌市における措置> 1 セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 2 サーバへのアクセスはID及びパスワードによる認証が必要となる。 3 紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。また、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p> <p>[5年]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>その妥当性</p> <p>「生活保護法関係文書の保存期間について」(昭和36年9月29日社発第726号厚生省社会局長通知)に定められた保管年数要件を満たすように、情報を保管する。</p>
<p>③消去方法</p>	<p><札幌市における措置> 1 年に1回、保管年数を経過した情報を特定する作業を行い、手動操作でデータベースから情報を消去する。 2 紙媒体により提出された申請等情報は、年に1回、保管年数を経過した情報を特定する作業を行い、シュレッダーにより完全に消去する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体等からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p>

7. 備考

—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 面接情報

項番	項目名
1	住居状況
2	家賃
3	滞納
4	来相者住所
5	来相者氏名
6	来相者要保護者との関係
7	来相者電話
8	来相者備考
9	同席者住所
10	同席者氏名
11	同席者要保護者との関係
12	同席者電話
13	同席者備考
14	連絡者住所
15	連絡者氏名
16	連絡者要保護者との関係
17	連絡者電話
18	連絡者備考
19	来訪目的記事申請理由
20	預貯金保有状況
21	現金等保有状況
22	電気 停止滞納状況
23	電気 停止滞納状況月
24	電気 停止滞納状況F
25	ガス 停止滞納状況
26	ガス 停止滞納状況月
27	ガス 停止滞納状況F
28	水道 停止滞納状況
29	水道 停止滞納状況月
30	水道 停止滞納状況F
31	上記未聴取の理由
32	国民健康保険等滞納状況
33	国民健康保険等滞納状況備考
34	受診希望者有無
35	受診希望者有無備考
36	制度の説明
37	申請者を渡した日
38	連絡票
39	連絡票出力日
40	情報共有
41	申請意思
42	申請意思備考
43	保護歴開始日
44	保護歴終了日
45	保護歴回数
46	前住居区分
47	転入年月
48	通報
49	来所経路
50	相談内容
51	世帯人員 人数
52	世帯人員 備考
53	前に受けた保護の期間及び場所
54	種類
55	住居の状況

項番	項目名
56	生計の状況
57	資産の状況
58	扶養義務の状況
59	ケースの特性及び決定事項の注意事項
60	面接の所見
61	ホームレス該当
62	ホームレスになった日
63	生活歴日付
64	生活履歴

(2) 世帯開始廃止等情報

項番	項目名
65	申請受理日
66	申請処理日
67	申請受理番号
68	却下取下決定日
69	却下取下決裁日
70	却下取下処理日
71	却下取下決裁処理日
72	開始日
73	開始決裁日
74	開始決定処理日
75	開始決裁処理日
76	廃止日
77	廃止決裁日
78	廃止決定処理日
79	廃止決裁処理日
80	遅延事由C
81	停止日
82	停止決裁日
83	停止決定処理日
84	停止決裁処理日
85	停止解除日
86	停止解除決裁日
87	停止解除決定処理日
88	停止解除決裁処理日

(3) 世帯台帳情報

項番	項目名
89	担当者C
90	民生委員C
91	大地区分類C
92	地区分類C
93	保護地区C
94	地区連番
95	郵便番号1
96	郵便番号2
97	住所1
98	住所2
99	方書
100	住所コード
101	番地
102	号
103	号枝番
104	号小枝番
105	電話番号
106	訪問類型C

項番	項目名
107	世帯類型C
108	母子生別事由C
109	(送付先) 郵便番号1
110	(送付先) 郵便番号2
111	(送付先) 住所1
112	(送付先) 住所2
113	(送付先) 方書
114	(送付先) 宛先氏名カナ
115	(送付先) 宛先氏名

(4) 個人開始廃止等情報

項番	項目名
116	開始日
117	開始決裁日
118	開始決定処理日
119	開始決裁処理日
120	廃止日
121	廃止決裁日
122	廃止決定処理日
123	廃止決裁処理日
124	開始異動事由C
125	廃止異動事由C

(5) 個人台帳情報

項番	項目名
126	氏名カナ
127	氏名
128	通称名カナ
129	通称名
130	生年月日
131	性別C
132	続柄C
133	国籍C
134	構成員番号
135	住民区分
136	住民番号
137	外国人登録番号
138	電話番号
139	氏名使用区分
140	本籍地
141	戸籍筆頭者
142	支援給付C
143	障害傷病C
144	当初就労開始年月
145	開始前保険加入状況C
146	アルファベット氏名
147	住民登録地
148	マル暴C
149	DV
150	DVに対する備考
151	異動区分C
152	旧姓カナ
153	旧姓
154	旧姓カナ2
155	旧姓2
156	旧姓カナ3
157	旧姓3

項番	項目名
158	旧姓カナ4
159	旧姓4
160	旧姓カナ5
161	旧姓5

(6) 扶養義務者情報

項番	項目名
162	扶養義務者番号
163	氏名カナ
164	氏名
165	生年月日
166	性別C
167	国籍C
168	個人番号
169	続柄C
170	住民番号
171	郵便番号1
172	郵便番号2
173	住所1
174	住所2
175	方書
176	住所コード
177	番地
178	号
179	号枝番
180	号小枝番
181	電話番号
182	携帯番号
183	緊急連絡F
184	調査不要F
185	援助不能F
186	精神援助F
187	経済援助F
188	交流交信F
189	扶養義務者対象C
190	備考
191	調査年月日
192	回答年月日
193	回答内容

(7) 決定履歴情報

項番	項目名
194	決定歴番号
195	決定日
196	処理日
197	決裁日
198	決裁処理日
199	決定区分C
200	決定事由C1
201	決定事由C2
202	決定事由C3
203	決定事由C4
204	決定事由C5
205	決定事由文書
206	決定事由文書2
207	決定事由文書3
208	決定事由文書4

項番	項目名
209	決定事由文書5
210	世帯級地C
211	労働力類型C
212	費用区分C
213	医療単併区分C
214	介護単併区分C
215	決定年度
216	支払返納方法C
217	宛先施設C
218	宛先固有コード
219	追給支払返納方法C
220	追給宛先施設C
221	追給宛先固有コード
222	生活扶助
223	生活扶助 充当後
224	住宅扶助
225	住宅扶助 充当後
226	教育扶助
227	教育扶助 充当後
228	一時扶助 充当
229	一時扶助 充当後
230	一時扶助 充当外
231	事務費
232	事務費 充当後
233	総収入額
234	控除額
235	収入認定額
236	本人支給額
237	施設支給額
238	自己負担金
239	期末一時
240	期末一時 充当後
241	本人既支給額
242	施設既支給額
243	既支給額 生活扶助
244	既支給額 住宅扶助
245	既支給額 教育扶助
246	既支給額 一時扶助 充当
247	既支給額 一時扶助 充当外
248	既支給額 期末一時
249	既支給額 代理納付
250	今回過払金収入充当額
251	過払金収入充当予定額
252	法159条額
253	法80条額
254	次月收入認定額
255	次月收入認定F
256	収入日割F
257	強制修正F
258	支払予定年月
259	支払予定日
260	移管先区C
261	移管先郵便番号1
262	移管先郵便番号2
263	移管先住所1
264	移管先住所2
265	移管先方書

項番	項目名
266	移管確定 処理日
267	開変月最低生活費決定額
268	開変月最低生活費修正額
269	最低生活費日割計算額
270	最低生活費日割額
271	普通月一類決定額
272	普通月一類修正額
273	普通月二類決定額
274	普通月二類修正額
275	普通月加算決定額
276	普通月加算修正額
277	普通月冬季二類決定額
278	普通月冬季二類修正額
279	普通月冬季加算決定額
280	普通月冬季加算修正額
281	開変月人数
282	普通月人数
283	遞減率
284	(住宅扶助) 入居形態C
285	(住宅扶助) 家賃分類C
286	(住宅扶助) 基準分類C
287	(住宅扶助) 実家賃金額
288	(住宅扶助) 実家補助額
289	(住宅扶助) 住宅支援額
290	(住宅扶助) 住宅扶助基準額
291	(住宅扶助) 開変月住宅扶助額
292	(住宅扶助) 普通月住宅扶助額
293	(住宅扶助) 名義人番号

(8) 決定履歴個人情報

項番	項目名
294	(生活扶助) 基準大分類C
295	(生活扶助) 基準小分類C
296	(生活扶助) 級地C
297	(生活扶助) 冬季加算地域区分C
298	(生活扶助) 二類計上区分
299	(生活扶助) 二類人数
300	(生活扶助) 保護年齢
301	(生活扶助) 基準金額
302	(生活扶助) 決定金額
303	(生活扶助) 冬季加算額
304	(生活扶助) 実費開変月金額
305	(生活扶助) 実費普通月金額
306	(生活扶助) 加算重複調整C
307	(生活扶助) 在籍施設C
308	(生活扶助) 開変月事務費
309	(生活扶助) 普通月事務費
310	(生活扶助) 開変月介護保険料加算
311	(生活扶助) 普通月介護保険料加算
312	(生活扶助) 介護保険者番号
313	(生活扶助) 代理納付F
314	(生活扶助) 二類基準額
315	(生活扶助) 冬季加算二類基準額
316	(生活扶助) 精神病棟F
317	(生活扶助) 入所決定日
318	(生活扶助) 入所日
319	(生活扶助) 退所決定日

項番	項目名
320	(生活扶助) 退所日
321	(生活扶助加算) 加算大分類C
322	(生活扶助加算) 加算小分類C
323	(生活扶助加算) 基準金額
324	(生活扶助加算) 決定金額
325	(生活扶助加算) 重複調整後金額
326	(生活扶助加算) 加算終了年月
327	(教育扶助) 施設C
328	(教育扶助) 学校名
329	(教育扶助) 学年C
330	(教育扶助) 基準金額
331	(教育扶助) 決定金額
332	(教育扶助) 学級費基準金額
333	(教育扶助) 学級費決定金額
334	(教育扶助) 学習支援費基準金額
335	(教育扶助) 学習支援費決定金額
336	(教育扶助) 給食費基準金額
337	(教育扶助) 給食費決定金額
338	(教育扶助) 交通費決定金額
339	(教育扶助) その他決定金額
340	(教育扶助) 教育扶助支給C
341	(教育扶助) 学校種別C
342	(一時扶助) 扶助細目C
343	(一時扶助) 種別C
344	(一時扶助) 基準金額
345	(一時扶助) 開変月金額
346	(一時扶助) 普通月金額
347	(一時扶助) 数量
348	(一時扶助) 支給区分C
349	(一時扶助) 扶助終了年月
350	(就労収入) 就労種別C
351	(就労収入) 就労日数
352	(就労収入) 収入金額
353	(就労収入) 所得税
354	(就労収入) 交通費
355	(就労収入) 社保料
356	(就労収入) 組合費
357	(就労収入) その他費用
358	(就労収入) 賞与対象年
359	(就労収入) 認定方法C
360	(就労収入) 備考
361	(就労収入) 基礎控除基準C
362	(就労収入) 基礎控除金額
363	(就労収入) 新規就労控除金額
364	(就労収入) 新規就労控除終了年月
365	(就労収入) 未成年者控除金額
366	(就労収入) 介護保険料加算特徴
367	(就労収入) 雇用形態C
368	(就労収入) 職業C
369	(就労収入) 現就労開始年月
370	(就労外収入) 就労外種別C
371	(就労外収入) 収入金額
372	(就労外収入) 認定終了年月
373	(他収入) 他収入分類C
374	(他収入) 基準金額
375	(他収入) 受領額
376	(他収入) 控除額

項番	項目名
377	(他収入) 認定終了年月

(9) 支給情報

項番	項目名
378	該当年月
379	決定種別
380	決定歴番号
381	分送番号
382	返納F
383	支払方法C
384	返納方法C
385	支払先施設C
386	宛先施設C
387	宛先固有コード
388	宛先カナ
389	宛先漢字
390	個人番号
391	支払先名カナ
392	支払先名
393	金融機関C
394	金融機関支店C
395	金融機関名
396	金融機関名カナ
397	支店名
398	支店名カナ
399	口座種目
400	口座番号
401	送金番号
402	送金番号枝番
403	世帯件数
404	対象者人数
405	件数
406	金額
407	該当日
408	費用区分C
409	収入充当F
410	実績計上区分C
411	実績支給年月
412	実績計上日
413	支給年月
414	支払予定日
415	消込日
416	消込処理日
417	現金管理対象者F
418	決裁日
419	バーコード番号
420	福祉事務所C
421	債権番号
422	決定時債務者漢字

(10) 債権決定情報

項番	項目名
423	債権番号
424	債権決定履歴番号
425	管理番号
426	個人番号
427	世帯開廃番号

項番	項目名
428	ケース番号
429	保護開始日
430	保護廃止日
431	保護地区C
432	該当条項C
433	決定額
434	対象額
435	決定日
436	発生理由C
437	過去不正受給C
438	返還金分類C
439	告発被害C
440	不正受給契機C
441	不正受給期間C
442	不正受給金額C
443	発生理由内容
444	補足情報
445	支給引去C
446	債権宛名C
447	氏名カナ
448	氏名
449	生年月日
450	性別C
451	国籍C
452	住民番号
453	外国人登録番号
454	電話番号
455	郵便番号1
456	郵便番号2
457	住所1
458	住所2
459	方書
460	本籍地
461	債権保留日
462	債権保留補足情報
463	債権保留取扱者C
464	不納欠損日
465	不納欠損理由C
466	不納欠損補足情報
467	不納欠損取扱者C
468	調定方法C
469	債権終了日
470	担当者C
471	保護反映日
472	宛名反映日
473	最新反映日
474	起案日
475	ケース診断会議
476	決定時世帯主カナ
477	決定時世帯主漢字
478	決定時債務者カナ
479	決定時債務者漢字
480	不正受給開始日
481	不正受給終了日
482	資力発生時期
483	行政措置C
484	措置年月日

項番	項目名
485	最低生活費前
486	最低生活費後
487	収入充当額前
488	収入充当額後
489	扶助額前
490	扶助額後
491	医療扶助額前
492	医療扶助額後
493	溯及月
494	時効消滅金額
495	適用理由
496	必要経費
497	歳入年度
498	債権区分C
499	債権グループ番号
500	状況区分C
501	備考
502	旧78条金額
503	78条金額
504	加算金額
505	特記事項
506	分割返還有無C
507	27条指示有無C
508	資産調査有無C
509	行わない理由
510	不正を行った者
511	前回決定額
512	前回決定日
513	減額調定日
514	債権分割処理日
515	保護区
516	保護区 管理番号
517	保護区 個人番号
518	保護区 世帯開廃番号
519	保護区 ケース番号
520	保護区 保護開始日
521	保護区 保護廃止日
522	保護区 担当者C
523	調定年月
524	履歴番号
525	調定金額
526	起算日
527	当初納期限
528	起算処理日
529	承認者
530	承認日
531	承認処理日
532	決裁日
533	決裁処理日
534	施行日
535	承認取消日
536	分納誓約日
537	分納解除日
538	分納解除理由C
539	申請年月日
540	分納時回数合計
541	分納時納付金額合計

項番	項目名
542	分納時納付回数合計
543	分納時納付済額合計
544	分納時調定年月開始
545	分納時調定年月終了
546	分納時最終消込日
547	減額調定日

(11) 債権分割納付情報

項番	項目名
548	原調定年月
549	調定年月
550	調定F
551	分納F
552	調定履歴番号
553	調定金額
554	納付書印刷状況C
555	督促状印刷状況C
556	催告状印刷状況C
557	不納欠損金額
558	不納欠損処理日
559	債権保留F
560	整理番号

(12) 債権消込情報

項番	項目名
561	消込金額
562	消込日
563	収入日
564	消込担当者C
565	納付区分C
566	歳入歳出
567	内数加算金額

(13) 訪問情報

項番	項目名
568	予定年月
569	訪問実施日
570	訪問区分C
571	家庭訪問種別C
572	関係先訪問種別C
573	訪問目的C
574	訪問担当者C
575	訪問不在F
576	指導員同行F
577	求職状況報告書F
578	収入申告書F

(14) 医療情報

項番	項目名
579	施設C
580	非連動F
581	医療開始日
582	医療終了日
583	医療業務分類C
584	病類C
585	診療科目C
586	該当要件C

項番	項目名
587	入院外来C
588	廃止C
589	入院時外来有無区分C
590	退院時外来有無区分C
591	長期入院区分C
592	給付種別C
593	意見書施設C
594	他法公費負担承認F
595	社保F
596	主病名
597	開始処理日
598	廃止処理日
599	起案日
600	保留開始年月
601	保留設定日
602	保留解除日
603	(医療券) 券種C
604	(医療券) 施設C
605	(医療券) 給付年月
606	(医療券) 有効開始日
607	(医療券) 有効終了日
608	(医療券) 有効開始日_1
609	(医療券) 有効終了日_1
610	(医療券) 有効開始日_2
611	(医療券) 有効終了日_2
612	(医療券) 印刷日
613	(医療券) 再発行日
614	(医療券) 印刷状況C
615	(医療券) 印刷担当者C
616	(医療券) 再発行担当者C
617	(医療券) オンパッチ印刷C
618	(医療券) 交付番号
619	(医療券) 交付日
620	(医療券) 本人負担金
621	(医療券) 意見書発行歴連番
622	(医療券) 受給者番号
623	(医療券) 病類C
624	(医療券) 診療科目C
625	(医療券) 費用区分C
626	(医療券) 社保単併区分C
627	(医療券) 社保単併区分C_1
628	(医療券) 社保単併区分C_2
629	(医療券) 老保F
630	(医療券) 入院外来C
631	(医療券) 他法公費負担承認F
632	(医療券) 訪問看護F
633	(医療券) 新継区分C
634	(医療券) 意見書審査区分C
635	(医療券) 回収区分C
636	(医療券) 意見書回収日
637	(医療券) 意見書回収担当者C
638	(医療券) 長期入院券発行F
639	(医療券) 請求状態C
640	(医療券) 請求状態更新日
641	(医療券) 非指定医療機関F
642	(医療券) 医療登録分類C
643	(医療券) 未回収意見書医療券F

項番	項目名
644	(医療券) 意見書受付日
645	(給付券) 備考1
646	(給付券) 備考2
647	(給付券) 備考3
648	(給付券) 傷病名1
649	(給付券) 傷病名2
650	(給付券) 傷病名3
651	(給付券) 傷病名4
652	(給付券) 種類
653	(給付券) 給付種別C
654	(給付券) 見積額
655	(給付券) 施術開始日
656	(給付券) 他法負担割合
657	(給付券) 社保負担割合
658	(給付券) 回収区分C
659	(給付券) 施術者名

(15) 他法情報

項番	項目名
660	該当要件C
661	施設C
662	調剤施設C
663	訪問施設C
664	病院4C
665	承認開始日
666	承認終了日
667	公費負担者番号
668	精神受給者番号
669	社保種類C
670	社保家族C
671	社保取得日
672	社保喪失日
673	社保保険者番号
674	社保記号
675	社保番号
676	他法種類C
677	等級C
678	適用開始日
679	適用終了日
680	備考

(16) 介護情報

項番	項目名
681	保険者番号
682	被保険者番号
683	資格取得日
684	資格喪失日
685	被保険者証交付日
686	被保険者F
687	特定疾病C
688	(介護認定) 認定決定日
689	(介護認定) 要介護度C
690	(介護認定) 認定要介護度C
691	(介護認定) 認定開始日
692	(介護認定) 認定終了日
693	(介護認定) 当初認定終了日
694	(介護認定) 申請種別C

項番	項目名
695	(支援事業者) 開始日
696	(支援事業者) 終了日
697	(支援事業者) 施設C
698	(介護事業者) 施設C
699	(介護事業者) 開始日
700	(介護事業者) 終了日
701	(介護サービス) サービス種類C
702	(介護サービス) サービス開始年月
703	(介護サービス) サービス終了年月
704	(介護サービス) 特別対策F
705	(介護サービス) 旧措置
706	(介護サービス) ユニット型
707	(介護券) 給付年月
708	(介護券) 開始日
709	(介護券) 終了日
710	(介護券) 施設C
711	(介護券) 事業者番号
712	(介護券) 支援施設C
713	(介護券) 支援事業者番号
714	(介護券) 券種C
715	(介護券) 認定枝番
716	(介護券) 印刷日
717	(介護券) 再発行日
718	(介護券) 印刷状況C
719	(介護券) 印刷担当者C
720	(介護券) 再発行担当者C
721	(介護券) 交付日
722	(介護券) 交付番号
723	(介護券) 受給者番号
724	(介護券) 本人負担金
725	(介護券) オンパッチ印刷C
726	(介護券) 費用区分C
727	(介護券) 介護単併区分C
728	(介護請求) 請求年月
729	(介護請求) 実績消込区分C
730	(介護請求) 実績消込日
731	(介護請求) 請求金額
732	(介護請求) 特定診療費
733	(介護請求) 食事費用額
734	(介護請求) サービス日数
735	(介護請求) 費用区分C
736	(介護請求) 本人負担額
737	(介護請求) 公費対象単位数
738	(介護請求) 過誤状態C
739	(介護請求) 高額サービスF
740	(介護請求) 突合結果C
741	(介護請求) 消込日
742	(介護請求) 過誤申立理由C
743	(介護請求) 単位数
744	(介護請求) 公費負担額

(17) 他システム連携情報

項番	項目名
745	住民番号
746	連携情報
747	資格取得日
748	資格喪失日

項番	項目名
749	番号
750	内容
751	内容2
752	内容3
753	内容4
754	異動日
755	備考

(18) ケース記録

項番	項目名
756	記録情報作成日
757	記録情報更新日
758	決定日
759	タイトル1C
760	タイトル2C
761	記録内容
762	印刷済F
763	決裁欄C
764	付箋メモ

(19) ケース診断検討資料

項番	項目名
765	資料作成日
766	援助方針
767	付議事項
768	参考事項
769	結果

(20) 指示書

項番	項目名
770	起案日
771	指示分類
772	施行日
773	履行期限有無
774	履行期限
775	履行事由
776	指示本文
777	指示内容

(21) 実態調査

項番	項目名
778	実態調査歴番号
779	家庭訪問日1
780	家庭訪問時間1
781	同席者有無C1
782	同席者1
783	面接場所1
784	面接対象者1
785	家庭訪問日2
786	家庭訪問時間2
787	同席者有無C2
788	同席者2
789	面接場所2
790	面接対象者2
791	保護歴
792	世帯主及び世帯員の状況
793	土地

項番	項目名
794	家屋
795	有価証券F
796	生命保険F
797	損害保険F
798	損害保険等の内容
799	ストーブF
800	ストーブの内容等
801	自動車F
802	自動車の内容等
803	寝具F
804	寝具の数量
805	貴金属F
806	貴金属の内容等
807	サイドボードF
808	タンスF
809	タンス等の内容
810	その他高価な物品F
811	その他高価な物品の内容等
812	電話F
813	電話番号
814	資産保有の適否判定
815	負債の状況
816	収入の状況
817	年金社会保険等の加入状況
818	扶養義務者の状況
819	住居区分C
820	畳室数
821	家賃
822	敷金 月数
823	敷金 金額
824	風呂F
825	水洗F
826	水道区分
827	採光F
828	住居その他
829	民生委員及びその他意見
830	要保護者の将来に対する意見
831	最低生活費の認定
832	収入認定
833	世帯類型C
834	世帯認定等
835	保護開始日
836	保護の開始理由

(22) 就労自立給付金情報

項番	項目名
837	起案日
838	積み立て合計額
839	上限額
840	支給額
841	扶助細目C
842	初回収入認定年月
843	積み立て額計
844	収入認定額
845	算定率
846	積み立て額

(23) 29条調査情報

項番	項目名
847	調査種別
848	文書番号
849	起案日
850	調査日
851	決裁日
852	決裁処理日
853	処理日
854	取扱担当者C
855	連絡先
856	郵便番号1
857	郵便番号2
858	住所1
859	住所2
860	方書
861	郵便番号1_前
862	郵便番号2_前
863	住所1_前
864	住所2_前
865	方書_前
866	郵便番号1_前々
867	郵便番号2_前々
868	住所1_前々
869	住所2_前々
870	方書_前々
871	回答日
872	印刷日
873	印刷担当者C
874	一括
875	備考
876	特記事項
877	調査対象者番号
878	調査先番号
879	調査先施設C

(24) 年金情報

項番	項目名
880	年金種類C
881	受給額
882	担保F
883	償還C
884	償還予定日
885	年金種類C
886	納付月数
887	免除月数
888	法免月数
889	合算対象月数
890	確認日

(25) 土地家屋情報

項番	項目名
891	適用年月日
892	資産種別C
893	固定資産税額
894	面積_整数部
895	面積_小数部
896	所有地

項番	項目名
897	名義人漢字
898	名義人個人番号
899	続柄C
900	共有持分_分子
901	共有持分_分母
902	共有固定資産税額
903	共有面積_整数部
904	共有面積_小数部
905	処分日
906	保有要否C
907	容認否認日
908	理由
909	リバースモーゲージC
910	診断会議日
911	法63条留保C
912	備考

(26) 自動車情報

項番	項目名
913	適用年月日
914	車種
915	排気量
916	単位C
917	年式
918	保有場所
919	保有形態C
920	保有開始日
921	保有者名義人漢字
922	使用者名義人漢字
923	車の状況C
924	処分日
925	保有要否C
926	容認否認日
927	容認理由C
928	処分指導の状況
929	診断会議日
930	備考

(27) 生命保険情報

項番	項目名
931	適用年月日
932	保険会社名
933	証券番号
934	保険種類C
935	契約者氏名漢字
936	被保険者氏名漢字
937	保険金受取人氏名漢字
938	保険契約日
939	保険満期日
940	満期保険金額
941	月額保険料
942	解約返戻金
943	死亡特約F
944	火災死亡特約F
945	障害特約F
946	疾病入院特約F
947	火災入院特約F

項番	項目名
948	保有要否C
949	容認否認日
950	理由

(28) 負債情報

項番	項目名
951	適用年月日
952	負債種類C
953	業者名
954	借入金額
955	返済方法
956	返済期間
957	利子
958	残高
959	調査日

(29) 就労求職情報

項番	項目名
960	適用年月日
961	就労状況区分
962	就労阻害要因C
963	支援内容C
964	終了理由C
965	希望職業形態C
966	希望職種
967	希望収入額
968	希望勤務地
969	希望開始勤務時間
970	希望終了勤務時間
971	最終学歴C
972	勤務可能日_土曜F
973	勤務可能日_日曜F
974	勤務可能日_早朝F
975	勤務可能日_深夜F
976	希望休日
977	留意点

(30) 番号管理情報

項番	項目名
978	業務識別子
979	宛名番号
980	異動種別
981	個人番号
982	個人番号異動事由
983	宛名種別
984	住民区分
985	氏名
986	氏名カナ
987	住所
988	方書
989	郵便番号
990	転入前市町村コード
991	市町村コード
992	生年月日
993	生年月日不詳フラグ
994	性別
995	住民となった事由

項番	項目名
996	住民となった年月日
997	住民となった年月日不詳フラグ
998	住民でなくなった事由
999	住民でなくなった年月日
1000	住民でなくなった年月日不詳フラグ
1001	住記異動事由
1002	住記異動年月日
1003	パスポート氏名
1004	併記名漢字
1005	通称漢字
1006	通称カナ
1007	世帯番号
1008	行政区コード

(31) 進学準備金情報

項番	項目名
1009	申請受理日
1010	支給額
1011	扶助細目C
1012	進学後住所
1013	進学先
1014	金融機関C
1015	金融機関支店C
1016	金融機関名
1017	金融機関名カナ
1018	支店名
1019	支店名カナ
1020	<input type="checkbox"/> 座種目
1021	<input type="checkbox"/> 座番号
1022	<input type="checkbox"/> 座名義人カナ

(32) 医療保険者等向け中間サーバー等

項番	項目名
1	医療扶助オンライン資格確認対応施設フラグ
2	マイナンバーカード保持区分コード
3	マイナンバーカード有効期限
4	自己情報提供不可フラグ
5	不開示該当フラグ
6	被保険者枝番
7	紙の医療券・調剤券不要判定フラグ
8	最終データ送信日時

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
生活保護受給者等情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	個人番号カード又は通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報の入手を防止する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・必要とされる情報以外記載できない書類様式とする。
その他の措置の内容	・個人情報の入手を必要最小限にすること等につき、全市共通のマニュアルで定めている。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><生活保護電算事務システムにおける措置> 1 住民からの申請等情報については、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申請等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申請書等を提出することとしており、不適切に入手することはない。 2 紙媒体により提出される申請等情報は、札幌市を送付先としており、詐取・奪取が行われることはない。 3 システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者による照会と登録のみとしており、それ以外の方法ではアクセスできない。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置> システムへのアクセスについては、業務システム端末からの制限された利用者によるもののみとしており、それ以外の方法ではアクセスはできない。</p> <p><システム外の措置> 窓口等で個人番号の提示を受けるときは、法令で定める本人確認を行ったうえで受付を行う。</p>
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	・個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示などにより、必ず本人確認を行う。 ・日本年金機構等から入手する情報については、各入手元において番号法第16条に基づく本人確認が行われている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号カード等と身分証明書の提示を受け、既に登録された宛名情報の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)と差異がないか比較することにより、個人番号の真正性を確認する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 2 職員にて収集した情報に基づいて、適宜職権で修正することで、正確性を確保している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><生活保護電算事務システムにおける措置></p> <p>1 紙媒体により提出された申請等情報は、鍵付きの保管庫で保管する。</p> <p>2 委託業者との契約において、秘密保持の遵守に関する条項を明記して、情報の漏えいを防止している。</p> <p>3 システム間は専用回線で接続されており、それ以外への接続はできないシステムとなっているので、外部に漏れることはない。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <p>団体内統合宛名システムは、中間サーバーや各システムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステム統合端末における措置></p> <p>住民基本台帳ネットワークシステムとの接続に専用回線を用いているため、外部に漏れることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>1 生活保護業務に関する宛名情報は、事務で使用する部署の職員のみがアクセスし、利用できる仕組みとなっている。</p> <p>2 生活保護業務以外との情報連携は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。</p> <p>3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定される。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定される。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	システム基盤(市中間サーバ)との連携は、番号制度に伴う、団体間の情報連携に必要な範囲に限定される。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	システムを利用できる職員を限定し、職員ICカードとPINコードによる認証を行っており、一定時間操作が行われない場合、自動的にログアウトする。
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><発効管理></p> <p>職員の所属、担当業務等の情報は職員マスタテーブル(以下「職員マスタ」という。)で管理を行い、所属及び業務単位で必要最小限のアクセス権限を付与している。</p> <p><失効管理></p> <p>人事異動等により、アクセス権に変更が生じた場合は、システムの職員マスタからの削除若しくは操作権限の変更により、アクセス権の削除等を行う。</p>

アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	職員マスタの登録・変更・削除により行う。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	操作履歴(アクセスログ)を記録し、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、随時確認できるようにしている。	
その他の措置の内容	1 職員マスタの登録・変更・削除は、保護課長が指定する職員に限定している。 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 3 システム使用中以外は必ずログオフを行う旨、実施手順に記載し周知するとともに、一定時間端末を操作しなかった場合は再度パスワード認証を要求する設定としている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	1 外部記憶媒体へのコピーを禁じている。 2 外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、不正な情報の持ち出しを禁止している。 3 システム操作記録を取得しているため、事務外で使用した場合は直ちに特定可能であることを周知している。 4 臨時職員等は、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む承諾書に署名をする。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとなっている。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
一定時間操作が無い場合は、自動的にログアウトする。 スクリーンセーバを利用して、長時間にわたり個人情報を表示させない。 端末のディスプレイを来所者から見えない位置に置き、覗き見防止フィルターを取り付ける。 画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要となる範囲にとどめる。		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	被指名者選考委員会を開いて審議し、指名見積り参加者選考調書に記録している。審査基準は札幌市役務契約事務取扱要領および札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領による。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<input type="checkbox"/> 制限していない <input checked="" type="checkbox"/> 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	サーバ室の入退室を従事者に配布するICカードにより制限し、不正な侵入を防止している。 【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ① 社会保険診療報酬支払基金の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう制御している ② 運用管理要領等によりアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、社会保険診療報酬支払基金と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している ③ アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う ④ パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<input type="checkbox"/> 記録を残していない <input checked="" type="checkbox"/> 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システムへのアクセスログにより記録を残している。 【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 操作ログを中間サーバーで記録している。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<input type="checkbox"/> 定めていない <input checked="" type="checkbox"/> 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	サーバ室及び事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記しているため、他社への提供はない。セキュリティ保全の対策状況については定期的に報告させている。 【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ・契約書において特定個人情報等の取扱いについて定め、札幌市の許可なく持ち出すことを禁止している。必要があると判断される場合には、委託先に報告を求め、又は立ち入り検査を実施する。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	サーバ室及び事務室からの情報の持ち出し禁止を仕様書に明記している。また、セキュリティ保全の対策状況について定期的に報告させている。 【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ・契約書において特定個人情報等の取扱いについて定め、札幌市の許可なく持ち出すことを禁止している。必要があると判断される場合には、委託先に報告を求め、又は立ち入り検査を実施する。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<input type="checkbox"/> 定めていない <input checked="" type="checkbox"/> 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを想定している。また遵守内容について定期的に報告させている。	

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<p>当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。</p> <p>また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。</p> <p>【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託先に対し、契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。また、必要があると判断される場合には、再委託先に報告を求め、又は立ち入り検査を実施する。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p> <p>社会保険診療報酬支払基金において、以下の事務にかかる特定個人情報保護評価を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認 		
<p>5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない</p>		
<p>リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク</p>		
特定個人情報の提供・移転の記録	[<input type="checkbox"/> 記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>特定個人情報の提供・移転が行われるシステム処理の実行記録が保管される。</p> <p>また、紙媒体による提供・移転については、生活保護台帳等の各種帳簿に記録される。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>個人情報（特定個人情報を含む）の提供・移転は、番号法や利用条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。</p> <p>（確認方法） 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。</p>	

その他の措置の内容	<p>「サーバ室等への入室制限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス制御」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 自動で行われるバックアップ処理を除き、全ての処理において本市職員が立ち会いを行う。 外部記憶媒体へデータコピーを禁じ、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、不正な情報の持ち出しを禁止している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>生活保護電算事務システムは、閉鎖された専用回線により通信を行うため、回線に接続されていない相手先への情報の提供・移転はなされないことがシステム上担保されている。 実施手順及び運用作業・申請手順書に基づいて、特定個人情報を含む全ての個人情報の提供・移転の際には、依頼文による事前手続きを必要とするとともに、保護課長の承認を受けている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。 ③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。 ④ 紙媒体による提供・移転においては、提供する情報に誤りが無いか、必ず確認を行い、各区保護課長、保護課長による承認を受ける。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。 ② 紙媒体による提供・移転においては、担当者は相手先について誤りが無いか、必ず確認を行い、各区保護課長、保護課長による承認を受ける。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>—</p>	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、本市の各業務システムから、情報提供ネットワークシステム側へのアクセスはできない。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバ)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの情報連携は、システム基盤(市中間サーバ)を通じて、閉鎖された専用回線により通信を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 2 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 3 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 2 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 3 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 4 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 2 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 3 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><札幌市における措置> 1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ① システム操作者は特定個人情報の入力結果に誤りがないか、必ず確認を行う。 ② 情報を提供・移転するファイルはシステム上で形式が定義されており、定義された情報以外は連携されない。 ③ システムによるエラーチェックとして、入力内容や計算内容のチェックが行われている。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ① 本市の情報システム部門に事前協議を行い、承認を得たうえで、システム機能でどの相手システムと情報連携するかが定義されたもの以外は連携されない。 ② 管理されたネットワーク上で行われる、システム処理による通信により、特定個人情報の提供・移転が行われるため、誤った相手への提供・移転は行われない。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 2 情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 3 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜札幌市における措置＞
 情報提供ネットワークシステムとの連携は、中間サーバー・プラットフォームが行う構成となっており、情報提供ネットワークシステム側から、本市の各業務システムへのアクセスはできない。

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞
 1 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
 2 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞
 1 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。
 2 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 3 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 4 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜札幌市における措置＞ 1 サーバ室は、機械による入退室管理設備を設置し、入退室カード(ICカード)を貸与された者でないと入室できない。また、入退室の記録は保存し、監視カメラも設置している。 2 磁気ディスクやドキュメント類は施錠可能な保管庫で保存している。 3 電気通信装置(ルータ・HUB)は施錠可能なラックに設置している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	
⑥技術的対策	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	＜札幌市における措置＞ 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 2 本市の情報セキュリティに関する規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備するとともに、機器を設置する際はファイアウォールを敷設することとしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 1 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 2 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 3 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
⑦バックアップ	[特に力を入れて行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑧事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する市民の個人番号と同様に管理し、「生活保護法関係文書の保存期間について」(昭和36年9月29日社発第726号厚生省社会局長通知)に定められた保管年数経過後に消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保有する情報は異動があった場合に随時更新しており、更新していない場合は複数人で定期的に確認できる体制にあることから、古い情報のまま保管されるリスクはない。 ・保護課により区保護課への事務監査を実施し、正確な情報管理の確保を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 「生活保護法関係文書の保存期間について」(昭和36年9月29日社発第726号厚生省社会局長通知)に定められた保管年数を経過した情報に関して、データ調査の上で、情報を消去する。 2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却又は裁断することとする。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>社会保険診療支払基金において、以下の事務にかかる特定個人情報保護評価を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認 		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><札幌市における措置> ・札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。</p> <p>・保護課により区保護課への事務監査を実施し、各区保護課において、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうか確認を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査はすべての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に行う。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><札幌市における措置> 生活保護業務にかかわる職員に対しては、必要な知識の習得のため、初任時及び一定期間ごとに研修を実施しており、研修内容には個人情報保護、セキュリティ対策に関する項目を含めている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><札幌市における措置> 情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、システム運用部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
特記事項	札幌市ホームページに、請求先、請求手続、費用等についての案内を掲載している。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。ただし写しの交付を希望する場合は、交付費用の実費相当の負担が必要。納付方法は現金、納入通知書等による。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	生活保護関係事務
公表場所	札幌市総務局行政部行政情報課
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 保健福祉局総務部保護課
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年12月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	札幌市ホームページで住民等からの意見の募集を実施する旨を周知し、ホームページ及び主要市保有施設(区役所等)で全文を閲覧可能とする。
②実施日・期間	令和5年9月7日から10月6日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	・オンライン資格確認において個人情報が流出する可能性があるのではないか ・医療券・調剤券情報について連携するのは行き過ぎではないか
⑤評価書への反映	住民意見による評価書の修正はない
3. 第三者点検	
①実施日	令和5年12月11日
②方法	学識経験者等で組織される札幌市情報公開・個人情報保護審議会に諮問した。
③結果	評価書に記載された特定個人情報保護ファイルの取扱い及び保護措置は、特定個人情報保護評価指針に定める実施手順等に適合しており、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を得た。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月12日	I-7②所属長	保護自立支援担当部長(保護自立支援課長事務取扱) 大野 広邦	保護自立支援課長 日高 浩晶	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成28年4月12日	III-3リスク2 その他の措置の内容	(略) 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、システム部門にて制御している。 (略)	(略) 2 指定された端末以外からアクセスできないよう、情報システム部門にて制御している。 (略)	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらぬ。
平成28年4月12日	IV-1②監査	<札幌市における措置> (略) 2 内部監査の結果を情報化推進部に報告する。 3 必要に応じて情報化推進部が聞き取り調査を行う。	<札幌市における措置> (略) 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。	事後	機構改革に伴う記載の変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成29年5月12日	I-5 法令上の根拠	(略)以下「条例」と(以下略)	(略)以下「利用条例」と(以下略)	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらぬ。
平成29年5月12日	II-5 移転先(1~41) ①法令上の根拠	(略) 条例第4条(以下略)	(略) 利用条例第4条(以下略)	事後	文言整理のため、重要な変更にあたらぬ。
平成29年5月12日	III-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	1 外部媒体(以下略) 2 システム操作記録を(以下略) 3 臨時職員等は、(以下略)	1 外部記憶媒体(以下略) 2 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。 3 システム操作記録を(以下略) 4 臨時職員等は、(以下略)	事後	文言整理及び事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成29年5月12日	III-5 リスク1 その他の措置の内容	「サーバ室等への入室制限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス制御」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 自動で行われるバックアップ処理を除き、全ての処理において本市職員が立ち会いを行う。	「サーバ室等への入室制限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス制御」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 自動で行われるバックアップ処理を除き、全ての処理において本市職員が立ち会いを行う。 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらぬ。
平成31年4月1日	I-1②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の15項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の15項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	事前	重要な変更
平成31年4月1日	I-1②	⑥<略> ⑦<略>	⑥<略> ⑦進学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 ⑧<略>	事前	重要な変更
平成31年4月1日	I-2システム1②	1 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金(以下「債権」という。)の徴収に関する事務を行うシステム。 2 <略> 3 <略>	1 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金(以下「債権」という。)の徴収に関する事務を行うシステム。 2 <略> 3 <略>	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成31年4月1日	I 別添1	(備考) ①~④ <略> ⑤①~④の情報により保護、就労自立給付金、費用返還及び費用徴収を決定し、要保護者等へ決定等通知を行う。	(備考) ①~④ <略> ⑤①~④の情報により保護、就労自立給付金、進学準備給付金、費用返還及び費用徴収を決定し、要保護者等へ決定等通知を行う。	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成31年4月1日	I 別添1	①申請等情報(保護、就労自立給付金) ②~④ <略> ⑤保護・就労自立給付金・債権の決定通知書、督促状等	①申請等情報(保護、就労自立給付金、進学準備給付金) ②~④ <略> ⑤保護・就労自立給付金・進学準備給付金・債権の決定通知書、督促状等	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成31年4月1日	II-2④その妥当性	1~2 <略> 3①~⑨ <略> ⑩ 学校・教育関係情報・手当・サービス等の給付状況を確認し、保護の決定等を行うために保有	1~2 <略> 3①~⑨ <略> ⑩ 学校・教育関係情報:保護の決定等を行うために手当等の給付状況を確認するほか、進学準備給付金の申請に対する審査を行うために保有	事前	「重要な変更」に伴う変更
平成31年4月1日	II-3⑧使用方法	6 <略> 7 <略>	6 <略> 7 進学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実についての審査 進学準備給付金の申請の受理及びその申請に係る事実について、本人からの申請・届出、関係機関に対する調査、庁内連携及び情報ネットワークシステムを通じた照会により入手し、申請に対する審査等を行う。 8 <略>	事前	重要な変更
平成31年4月1日	II-3⑧使用方法-権利利益に影響を与え得る決定	生活保護における各処分(開始、却下、変更、停止、廃止、費用返還決定及び費用徴収決定)及び就労自立給付金の支給決定	生活保護における各処分(開始、却下、変更、停止、廃止、費用返還決定及び費用徴収決定)並びに就労自立給付金及び進学準備給付金の支給決定	事前	重要な変更
平成31年4月1日	II 別添2	(1)~(30)<略>	(1)~(30)<略> (31)進学準備金情報	事前	「重要な変更」に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅲ-3リスク3 リスクに対する措置の内容	2 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	2 外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、不正な情報の持ち出しを禁止している。	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
平成31年4月1日	Ⅲ-5リスク2 リスクに対する措置の内容	<略> 外部記憶媒体の利用制御システムにより、事前に登録された外部記憶媒体以外は書き込みが出来ないようにすることで、不正な情報の持ち出しを制限する。	<略> 外部記憶媒体へデータコピーを禁じ、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、不正な情報の持ち出しを禁止している。	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の15項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第一の15の項により個人番号を利用することができるのは、生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金及び進学準備給付金の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるものとなっている。	事後	番号法の改正及び記載内容の正確化によるものであり、重要な変更にはあたらない。
令和6年2月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(記載なし)	また、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和3年法律第66号)」による生活保護法の改正に伴い、医療扶助におけるオンライン資格確認の仕組みが導入されることから、以下の事務を実施し、特定個人情報を取り扱うこととする。 ①生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ②医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ④医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認 なお、②から④の事務に関しては、社会保険診療報酬支払基金が実施し、札幌市が委託元となる。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	<<左欄にある※について(以下評価書中同じ。)>> 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)により、誤字脱字の修正等の軽微な変更もしくは個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	<<左欄にある※について(以下、評価書中同じ。)>> 特定個人情報保護評価指針の別表に定める重要な変更の対象である記載項目である。 ※の項目の変更については、特定個人情報保護評価に関する規則第11条及び特定個人情報保護評価指針第6-2(2)で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更である場合を除き、評価を再実施することとされている。	事後	令和3年2月5日付け地機機第97号通知に基づく修正であり、重要な変更ではない。
令和6年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	システム基盤(団体内統合宛名、市中間サーバ、個人基本)、庁内各業務システム	システム基盤(団体内統合宛名、市中間サーバ、個人基本)、庁内各業務システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更。
令和6年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ①システムの名称	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更。
令和6年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ②システムの機能	(記載なし)	医療扶助のオンライン資格確認を行う際に必要となるシステムであり、以下の機能を有する。 なお、本システムは社会保険診療報酬支払基金が運営している。 1 資格履歴の管理 自治体・福祉事務所から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 2 機関別符号の取得等 オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるため、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。 3 本人確認 オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(基本5情報等)を取得する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム7 ③他のシステムとの接続	(記載なし)	[○]その他(生活保護電算事務システム、統合専用端末)	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ①システムの名称	(記載なし)	統合専用端末	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	(記載なし)	医療保険者等および福祉事務所(以下、医療保険者等)は、医療保険者等向け中間サーバー等(以下、中間サーバー)の業務運用・管理の実施にあたり、当該業務運用・管理のみで利用する統合専用端末を設置する必要がある。 ①情報照会・情報提供業務 他の情報保有機関、医療保険者等が保有する個人情報照会・提供する。 ②情報提供等記録管理業務 他の情報保有機関あるいは医療保険者との間で行った、特定個人情報に関する情報照会・情報提供に係る記録の管理を行う。 加入者及び個人情報保護委員会からの請求に基づき情報照会・情報提供に係る記録の開示を行う。 情報照会・情報提供に係る記録に対し、不開示の設定および過誤情報の登録を行う。 ③副本登録管理 情報照会データベースへ特定個人情報を副本として登録する。 情報照会データベースに蓄積された副本の検索及び削除を行う。 特定個人情報名コード単位又は加入者単位で自動応答不可フラグを設定及び解除する。 過去に誤って情報提供を行った提供先機関を検索する。 情報照会要求に対して開示/不開示の制御を行う不開示フラグを、特定個人情報名コード単位又は加入者単位で参照及び設定する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8 ②システムの機能	(記載なし)	④セキュリティ管理 情報照会ネットワークシステムから配信される情報提供NWS配信マスター情報を中間サーバーから取得する。 ⑤職員認証・権限管理業務 中間サーバーにあるユーザ情報及び部署情報を取得する。 ⑥システム管理業務 他機能で実行されたバッチ処理の実行状況や実行結果の確認を行う。 ⑦加入者情報管理業務 登録されている加入者の情報、変更、検索を行う。 ⑧本人確認業務 中間サーバー等に対し、本人確認情報提供要求依頼を行う。 ⑨自己情報提供業務 情報提供等記録開示システムへ提供した自己情報に関して国民等の利用者から問い合わせを受けたとき、当該自己情報の提供状況や提供内容を確認する。 統合専用端末は、情報授受のみで利用する外部記録媒体を用意する。なお統合専用端末では、認められた外部記録媒体のみを利用する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ③他のシステムとの接続	(記載なし)	[○]医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年2月8日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例(平成27年10月6日条例第42号。以下「利用条例」という。)	番号法第9条第2項及び札幌市個人番号利用条例第4条第2項・第3項(平成27年条例第42号。以下「利用条例」という。)	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[別表第二における情報提供の根拠] ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4項(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項)	[別表第二における情報提供の根拠] ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120の項)	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	[別表第二における情報照会の根拠] ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項)	[別表第二における情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(26の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課	札幌市保健福祉局総務部保護課	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保護自立支援課長	保護課長	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	(別添1)事務の内容 図	(追記)	・連携先として、「医療保険者等向け中間サーバー等」、「統合専用端末」を追記。 →⑥個人番号、受給者番号、資格情報、医療券情報及び調剤券情報を追記	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年2月8日	(別添1)事務の内容 備考	(追記)	⑥医療保険者等向け中間サーバー等の委託区画へ、被保護者の個人番号、受給者番号、資格情報、医療券情報及び調剤券情報を登録する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護課	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[]その他	[○]その他(社会保険診療報酬支払基金)	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	生活保護法第29条並びに番号法別表第二の26項の規定による。 庁内連携による入手は、条例において明示されている。	生活保護法第29条並びに番号法別表第二の26項の規定による。 庁内連携による入手は、利用条例において明示されている。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課	各区保健福祉部保護課 札幌市保健福祉局総務部保護課	事後	機構改革に伴う記載の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1～8(略)	1～8(略) 9 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 医療扶助のオンライン資格確認実施のため、被保護者の個人番号、受給者番号、資格情報、医療券情報及び調剤券情報について、医療保険者等向け中間サーバー等と連携する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	・個人番号カード又は通知カードにより、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 ・内部識別番号と個人番号を紐付けて使用する。	・個人番号カード等により、正確な本人確認と個人番号の真正性を確認する。 ・内部識別番号である宛名番号と個人番号を紐付けて使用する。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	2件	5件	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う重要な変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 生活保護電算事務システム運用保守業務委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]紙	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ①委託内容	(記載なし)	札幌市から委託区画に連携された個人番号を含む被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(記載なし)	1万人以上10万人未満	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う重要な変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用するために、被保護者の資格履歴情報の管理を行う。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③委託先における取扱者数	(記載なし)	50人以上100人未満	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	[○]専用線	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	業務担当課への問い合わせ	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ⑥委託先名	(記載なし)	社会保険診療報酬支払基金	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 再委託 ⑦再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う重要な変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 再委託 ⑨再委託事項	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における機関係別符号の取得等	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関係別符号の取得等 ①委託内容	(記載なし)	オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報開示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐づけるため、情報提供ネットワークシステムから機関係別符号の取得並びに紐づけ情報の提供を行う。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機関係別符号の取得等 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(記載なし)	1万人以上10万人未満	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う重要 な変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 ②取扱いを委託する特定個人 情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	オンライン資格確認等システムで管理している 被保護者の資格情報と紐づけるために、機関 別符号を取得する。	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 ③委託先における取扱者数	(記載なし)	50人以上100人未満	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 ④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法	(記載なし)	[○]専用線	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 ⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	業務担当課への問い合わせ	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 ⑥委託先名	(記載なし)	社会保険診療報酬支払基金	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 再委託 ⑦再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う重要 な変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	契約書に基づき、委託内容(業務の一部である か)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を 判断し許諾する	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 医療保険者等向け中間サーバー等における機 関別符号の取得等 再委託 ⑨再委託事項	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保 守業務	事前	特定個人情報ファイルを取り 扱う委託先の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ①委託内容	(記載なし)	オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報(基本5情報等)を取得する。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	(記載なし)	特定個人情報ファイルの全体	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	(記載なし)	1万人以上10万人未満	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ。	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う重要な変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	(記載なし)	登録する資格情報の正確性を担保するために実施する	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③委託先における取扱者数	(記載なし)	50人以上100人未満	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(記載なし)	[○]専用線	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務⑤委託先名の確認方法	(記載なし)	業務担当課への問い合わせ	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ⑥委託先名	(記載なし)	社会保険診療報酬支払基金	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 再委託 ⑦再委託の有無	(記載なし)	再委託する	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う重要な変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし)	契約書に基づき、委託内容(業務の一部であるか)や管理体制(委託先の管理下にあるか)を判断し許諾する	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 再委託 ⑨再委託事項	(記載なし)	医療保険者等向け中間サーバー等の運用・保守業務	事前	特定個人情報ファイルを取り扱う委託先の追加に伴う変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(24件) [○]移転を行っている(41件)	[○]提供を行っている(31件) [○]移転を行っている(44件)	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第9項)	番号法第19条第8号 別表第二(第9項)	事後	「重要な変更」にあたらない変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第10項)	番号法第19条第8号 別表第二(第10項)	事後	「重要な変更」にあたらない変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第14項)	番号法第19条第8号 別表第二(第14項)	事後	「重要な変更」にあたらない変更(法改正による号数変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第16項)	番号法第19条第8号 別表第二(第16項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第24項)	番号法第19条第8号 別表第二(第24項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先5 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第26項)	番号法第19条第8号 別表第二(第26項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先6 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先6 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第27項)	番号法第19条第8号 別表第二(第27項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先7 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先8 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第28項)	番号法第19条第8号 別表第二(第28項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先8 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先9 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第30項)	番号法第19条第8号 別表第二(第30項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先9 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先10	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先10 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第31項)	番号法第19条第8号 別表第二(第31項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先10 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先11 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第50項)	番号法第19条第8号 別表第二(第50項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先11 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先12	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先12 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第54項)	番号法第19条第8号 別表第二(第54項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先12 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先13 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第61項)	番号法第19条第8号 別表第二(第61項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先13 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先14 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第62項)	番号法第19条第8号 別表第二(第62項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先14 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先15 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第64項)	番号法第19条第8号 別表第二(第64項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先15 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先16 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第70項)	番号法第19条第8号 別表第二(第70項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先16 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先17 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第87項)	番号法第19条第8号 別表第二(第87項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先17 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先18 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第90項)	番号法第19条第8号 別表第二(第90項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先18 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先19 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第94項)	番号法第19条第8号 別表第二(第94項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先19 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先20 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第104項)	番号法第19条第8号 別表第二(第104項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先20 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先21 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第106項)	番号法第19条第8号 別表第二(第106項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先21 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第108項)	番号法第19条第8号 別表第二(第108項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先22 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第116項)	番号法第19条第8号 別表第二(第116項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて主務省令で定めるもの	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先23 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第120項)	番号法第19条第8号 別表第二(第120項)	事後	「重要な変更」にあたらぬ変更(法改正による号数変更)
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先24 ⑥提供方法	[○]紙	[]紙	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25	(記載なし)	市町村長	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第18項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ②提供先における用途	(記載なし)	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ⑥提供方法	(記載なし)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先25 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26	(記載なし)	市町村長	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第20項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ②提供先における用途	(記載なし)	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ⑥提供方法	(記載なし)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先26 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27	(記載なし)	文部科学大臣又は都道府県教育委員会	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第37項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ②提供先における用途	(記載なし)	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ⑥提供方法	(記載なし)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先27 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先28	(記載なし)	都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第38項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ②提供先における用途	(記載なし)	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ⑥提供方法	(記載なし)	[O]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先28 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先29	(記載なし)	市町村長又は国民健康保険組合	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に当たらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第42項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更に当たらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ②提供先における用途	(記載なし)	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ⑥提供方法	(記載なし)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先29 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30	(記載なし)	市町村長	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第53項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ②提供先における用途	(記載なし)	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ⑥提供方法	(記載なし)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先30 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31	(記載なし)	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第19条第8号 別表第二(第113項)	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ②提供先における用途	(記載なし)	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2.③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ⑥提供方法	(記載なし)	[○]情報提供ネットワークシステム	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先31 ⑦時期・頻度	(記載なし)	照会を受けたら都度	事後	提供先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先18 ①法令上の根拠	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第1項)	番号法第9条第2項 利用条例第4条第2項	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先21	保健福祉局総務部保護自立支援課 各区保健福祉部保護課	保健福祉局総務部保護課 各区保健福祉部保護課	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先21 ①法令上の根拠	利用条例第4条第3項(第2項)	利用条例第4条第3項(第3項)	事後	項数の修正
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先29 ①法令上の根拠	利用条例第4条第3項(第15項)	利用条例第4条第3項(第19項)	事後	項数の修正
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先42	(記載なし)	保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 各区保健福祉部保健福祉課	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先42 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第11の2項)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先42 ②提供先における用途	(記載なし)	介護保険法による保健福祉事業としての在宅の高齢者等に対して紙おむつを支給する事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先42 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先42 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先42 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先42 ⑥提供方法	(記載なし)	【○】紙 【○】その他(システム基盤)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先42 ⑦時期・頻度	(記載なし)	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先43	(記載なし)	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先43 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第24の2項)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先43 ②提供先における用途	(記載なし)	札幌市障がい者等災害対策用品購入費助成事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先43 ③提供する情報	(記載なし)	生活保護関係情報 外国人生活保護関係情報	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先43 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	10万人以上100万人未満	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先43 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先43 ⑥提供方法	(記載なし)	【○】紙 【○】その他(システム基盤)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先43 ⑦時期・頻度	(記載なし)	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先44	(記載なし)	札幌市保健福祉局保健所健康企画課	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先44 ①法令上の根拠	(記載なし)	番号法第9条第2項 利用条例第4条第3項(第28の4項)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先44 ②提供先における用途	(記載なし)	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4.4 ③提供する情報	(記載なし)	外国人生活保護関係情報	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4.4 ④提供する情報の対象となる本人の数	(記載なし)	1万人未満	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4.4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(記載なし)	「2. ③対象となる本人の範囲」と同じ	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4.4 ⑥提供方法	(記載なし)	【○】紙 【○】その他(システム基盤)	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先4.4 ⑦時期・頻度	(記載なし)	・照会を受けたら都度 ・生活保護の開始、変更(転出、転入、世帯分離に限る)、停止、廃止を行う都度	事後	移転先を正確化したことによるものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 2 (略)	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。また、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 2 (略)	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 1 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって行われるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 2 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が、保存された情報を読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更にあたらない。
令和6年2月8日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 (別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(1)～(31)(略)	(1)～(31)(略) (32)医療保険者等向け中間サーバー等	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<生活保護電算事務システムにおける措置> 1 住民からの申請等情報については、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申請等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申請書等を提出することとしており、不適切に入手することはない。	<生活保護電算事務システムにおける措置> 1 住民からの申請等情報については、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申請等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申請書等を提出することとしており、不適切に入手することはない。	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク その他の措置の内容	1 職員マスタの登録・変更・削除は、保護自立支援課長が指定する職員に限定している。 2～3(略)	1 職員マスタの登録・変更・削除は、保護課長が指定する職員に限定している。 2～3(略)	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	端末のディスプレイを来所者から見えない位置に置く。	端末のディスプレイを来所者から見えない位置に置き、覗き見防止フィルターを取り付ける。	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(記載なし)	【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ①社会保険診療報酬支払基金の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう制御している ②運用管理要領等によりアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、社会保険診療報酬支払基金と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している ③アクセス権限と事務の対応表は随時見直しを行う ④パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(記載なし)	【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 操作ログを中間サーバーで記録している。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(記載なし)	【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ・契約書において特定個人情報等の取扱いについて定め、札幌市の許可なく持ち出すことを禁止している。必要があると判断される場合には、委託先に報告を求め、又は立ち入り検査を実施する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	(記載なし)	【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 ・契約書において特定個人情報等の取扱いについて定め、札幌市の許可なく持ち出すことを禁止している。必要があると判断される場合には、委託先に報告を求め、又は立ち入り検査を実施する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	定めていない	定めている	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	サーバー室及び事務室からの情報の持ち出しは禁止している。委託先が特定個人情報を消去する場合は、本市の指示に基づき実施する。	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、この特記事項の中で、札幌市の指定する手段で特定個人情報等の受渡しや確認を行うことを想定している。また、遵守内容について定期的に報告させている。	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	個人情報取扱注意事項として以下を契約書に明記している。 ・秘密の保持 ・複写、複製の禁止 ・目的外使用の禁止 ・資料等の返還 ・事故の場合の措置	当該委託業務の契約書では「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めており、以下の事項を規定している。 1 秘密保持義務 2 事業所内からの特定個人情報の持ち出しの禁止 3 特定個人情報の目的外利用の禁止 4 再委託における条件 5 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 6 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 7 特定個人情報を取り扱う従業者の明確化 8 従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況についての報告 9 必要があると認めるときは実地の監査、調査等を行うこと	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	委託先に対し、業務委託契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。また、セキュリティ教育、訓練も実施させている。これらについて、定期的に報告させている。	当該委託業務の契約書では、「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守するよう定めている。この特記事項の中で、再委託するときは必ず札幌市の許諾を得ることと規定している。その際には、再委託先が札幌市の規定する特定個人情報取扱安全管理基準に適合しているか予め確認して許諾することと規定している。また、再委託先における特定個人情報等の取扱状況についても定期的に報告させている。	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	(記載なし)	【医療保険者等向け中間サーバー等の場合】 委託先に対し、契約書における遵守事項を再委託先に周知徹底し遵守させている。また、必要があると判断される場合には、再委託先に報告を求め、又は立ち入り検査を実施する。	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	-	社会保険診療報酬支払基金において、以下の事務にかかる特定個人情報保護評価を実施している。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	個人情報(特定個人情報を含む)の提供・移転は、番号法や条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。	個人情報(特定個人情報を含む)の提供・移転は、番号法や利用条例などの関係法令で定められた必要な範囲に限定される。 (確認方法) 個人番号利用事務監査を実施し、提供・移転が適切であるか確認している。	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更にあたらぬ。
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	実施手順及び運用作業・申請手順書に基づいて、特定個人情報を含む全ての個人情報の提供・移転の際には、依頼文による事前手続きを必要とするとともに、保護自立支援課長の承認を受けている。	実施手順及び運用作業・申請手順書に基づいて、特定個人情報を含む全ての個人情報の提供・移転の際には、依頼文による事前手続きを必要とするとともに、保護課長の承認を受けている。	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ①～③(略) ④ 紙媒体による提供・移転においては、提供する情報に誤りがないか、必ず確認を行い、各区保護課長、保護自立支援課長による承認を受ける。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ①(略) ② 紙媒体による提供・移転においては、担当者は相手先について誤りがないか、必ず確認を行い、各区保護課長、保護自立支援課長による承認を受ける。	1 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ①～③(略) ④ 紙媒体による提供・移転においては、提供する情報に誤りがないか、必ず確認を行い、各区保護課長、保護課長による承認を受ける。 2 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ①(略) ② 紙媒体による提供・移転においては、担当者は相手先について誤りがないか、必ず確認を行い、各区保護課長、保護課長による承認を受ける。	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	法令改正による変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	・保護自立支援課により区保護課への事務監査を実施し、正確な情報管理の確保を行う。	・保護課により区保護課への事務監査を実施し、正確な情報管理の確保を行う。	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去または物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却もしくは裁断することとする。	2 磁気ディスクの廃棄時は、内容の復元ができないように消去又は物理的破砕等を行う。 3 帳票及び申告書等の廃棄時には、内容が判読できないよう、焼却又は裁断することとする。	事後	誤字脱字の修正であり、重要な変更にはあたらぬ。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月8日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	—	社会保険診療報酬支払基金において、以下の事務にかかる特定個人情報保護評価を実施している。 ・医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ・医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 ・医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認	事前	医療扶助のオンライン資格確認に係る事務開始に伴う重要な変更
令和6年2月8日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	<札幌市における措置> ・札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうか、自己点検表による確認を行う。	<札幌市における措置> ・札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査の際に、各職場において、本評価書に記載された事項等が順守されているかどうか、自己点検票による確認を行う。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	・保護自立支援課により区保護課への事務監査を実施し、各区保護課において、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうか確認を行う。	・保護課により区保護課への事務監査を実施し、各区保護課において、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうか確認を行う。	事後	機構改革に伴う記載の変更
令和6年2月8日	Ⅳその他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施しているセキュリティ内部監査で、本評価書に記載された事項が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 内部監査はすべての職場で実施する。 2 内部監査の結果を情報システム部門に報告する。 3 必要に応じて情報システム部門が聞き取り調査を行う。 4 聞き取り調査にあたっては、外部の専門家の支援を受けながら実施する。	<札幌市における措置> 札幌市で毎年実施している個人番号利用事務監査で、本評価書に記載された事項等が遵守されているかどうかの確認を実施する。内容は以下のとおり。 1 監査はすべての個人番号利用事務について実施する。 2 現地監査を定期的に行う。 3 監査結果に応じフォローアップを行う。 4 監査結果、フォローアップの結果は、番号制度総括部門に報告する。	事後	事件事故の発生リスクを明らかに軽減させる変更のため、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	Ⅳその他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	記載内容を正確化したものであり、重要な変更には当たらない。
令和6年2月8日	Ⅴ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 保健福祉局総務部保護自立支援課	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 保健福祉局総務部保護課	事後	機構改革に伴う記載の変更